

# 日本版ライドシェアがスタート！

令和7年3月14日（金）から、長崎交通圏（長崎市・時津町・長与町）において、日本版ライドシェア（自家用車活用事業）による輸送サービスがスタートしました。

## 1 日本版ライドシェアとは

ドライバー不足などにより、タクシーが不足している地域、時期、時間帯において、その不足分を補完するため、タクシー事業者が輸送主体となって、地域の自家用車・一般ドライバーを活用し、有償で輸送サービスを提供するものです。

【道路運送法第78条第3項に基づく自家用車活用事業】

## 2 日本版ライドシェアの特徴

- 利用者は、スマートフォンのタクシー配車アプリで配車依頼
- 配車依頼時に発着地を指定し、走行予定ルート of 距離に応じて乗車前に運賃が確定（事前確定運賃）
- 運賃の支払いは、配車アプリによるキャッシュレス決済（事前に配車アプリに登録が必要）

## 3 配車アプリ

タクシーアプリをスマートフォンにダウンロードすることで、タクシーに加えライドシェア車両も配車を依頼することができます。

## 4 長崎交通圏における運行概要

運行曜日・時間帯	金曜日・土曜日の午後4時台から翌日の午前5時台
運行事業者及び稼働台数	(株)琴海タクシー：1台、みなとタクシー(株)：1台 日光タクシー(株)：1台、ラッキー自動車(株)：1台 ※ 今後、許可を受けている各事業者において、順次稼働を開始する予定です。
運行エリア	長崎交通圏（長崎市、時津町、長与町）
運行車両	自家用車又はタクシー会社の遊休車両
運賃	タクシーと同等程度（運賃は事前に確定）
運賃支払方法	配車アプリによるキャッシュレス決済
利用方法	配車アプリ（タクシーアプリ「GO」等）から利用
運行開始日	令和7年3月14日（金）

※ 日本版ライドシェアドライバーの勤務シフト等により、上記の「運行曜日・時間帯」であっても日本版ライドシェア車両が稼働していない場合がありますので、ご理解をお願い致します。